

抽選で30人に2千円分の焼肉チケットが当たる
町内サイクリングでマツキーを探せ！

11月14日の「愛媛サイクリングの日」に合わせ、町内を自転車でする自由参加型イベントを開催します。スマートフォンを持っていける人なら誰でも参加OK。対象期間内に二つのミッションをクリアして、特典に応募しよう。

参加方法

【STEP1】
対象期間内に、ミッション①・②をクリアする。

①下記出現スポットに隠れたマツキーを見つけて、次の②の写真をインスタグラムに投稿せよ
②訪れたスポットのインスタ映える写真

③マツキーと自転車の写真（一緒に写しても別々でもOK）

●投稿期間
11月15日（月）～30日（火）



▲松前町のイメージキャラクター
「マツキー」

②「重信川サイクリングロードゆるっと」スマホラリー2021」の登録スポットを訪問せよ

重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会（中予地方局）が実施している、「ゆるっと」スマホラリー2021」の対象施設に行つて専用サイトにアクセスし、5スポット以上のスタンプを集めよう。詳しくは、県ホームページ（下のQRコード）で確認を。



【STEP2】

応募用紙に必要事項を記入し、STEP1の②でスタンプを5個以上集めたことが分かる写真を添付して、郵送、メール、FAXするか、産業課に提出する。

※応募用紙は町ホームページからダウンロードできるほか、産業課にあります。イベントに関する詳細も、同ページで確認を。



▼応募締め切り 11月30日（火）
▼応募先・問い合わせ

〒791-3192

松前町大字筒井631番地
産業課商工水産観光係

TEL 985-4120
FAX 985-4147

✉ 212syoko@town.masakihime.jp

新型コロナウイルス感染症対策 中小企業の支援策第2弾と申請期限延長

コロナ禍の影響で売り上げが減少するなど、事業の継続が困難となっている中小企業者への支援策を紹介します。申請期限が伸びたものもありますので、対象となる事業者の皆さんは、忘れずに申請しましょう。

申請方法などは下記の通りです。

▼えひめ版応援金(第2弾)

コロナ禍で事業に係る収入が減少しながらも、当該事業を継続して行う事業者を支援するため、県と市町が連携して第2弾の応援金を支給するもの。

▼新ビジネスモデル補助金(期限延長)

コロナ禍における社会経済環境の変化に応じた新たなビジネスモデルを促進するため、販路開拓や生産性向上などに関する取り組みを支援するもの（※県と同補助金の交付決定を受けている事業者が対象）。

▼感染拡大予防設備整備費補助金(期限延長)

感染症の感染拡大を予防するための設備（飛まつを防止する対策、換気設備による対策、手洗い設備による対策がされたもの）の整備を行う事業者に対し、その経費の一部に補助金を交付するもの。

産業課商工水産観光係

TEL 985-4120

〈えひめ版応援金(県・町連携事業)第2弾〉

▶**応援金の額**（※1事業者につき1回限り）
法人 30万円 個人 15万円

※ 応援金第1弾を受給済みの方で今回の要件を満たさない場合も、法人10万円、個人5万円が受給できます。

▶**対象者** 次の全てを満たす事業者

- ①令和3年9月1日時点で、
【法人】町内に本店（登記地）があること
【個人】町内に住民登録があること

②次のいずれかの要件に該当していること

① 令和3年6月～9月の任意の1月の事業収入が、前（前々）年同月比で30%以上減少していること

② 令和3年6月～9月の任意の連続する2月の

事業収入が前（前々）年同月比でそれぞれ15%以上減少していること

③上記比較月（期間）を含む年間事業収入が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること

④「緊急事態措置またはまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」や「営業時間短縮に係る協力金」の令和3年6月～9月分の支給を受けていないこと

※ その他の要件など詳細は、町ホームページ（右のQRコード）で確認を。

▶**申請期限** 令和4年1月31日（火）



〈新ビジネスモデル補助金〉

▶**補助金額** 対象経費の1/12の額（上限12万5千円）

▶**対象者** 次の全てを満たす事業者

- ①【法人】町内に本店（登記地）があること
【個人】町内に本店があるか、町内に住民登録があること

②愛媛県商工会連合会のコロナ対応新ビジネスモデル補助金の交付決定を受けていること

※ その他の要件や対象経費の詳細は、町ホームページ（右のQRコード）で確認を。

▶**申請期限** 12月28日（火）



〈感染拡大予防設備整備費補助金〉

▶**補助金額** 対象経費の2/3の額（上限50万円）

▶**対象者** 次の全てを満たす事業者

- ①【法人】町内に本店（登記地）があること
【個人】町内に本店があるか、町内に住民登録があること

②飛まつ防止のための設備、換気設備や手洗い設備の整備に直接必要な工事等を行っていること

※ その他の要件や対象経費の詳細は、町ホームページ（右のQRコード）で確認を。

▶**申請期限** 令和4年1月31日（火）



※先着順。予算額に到達次第、受け付けを終了します。

▼マツキー出現スポット ※マツキーが出現するのは11月1日（月）～14日（火）だよ！



※本イベントは、保険の対象ではありません。町ホームページで注意事項を確認してから参加してください。自転車の安全な走行にご協力を。

適切なケアで老いの坂道をなだらかに まさき介護予防体操マスター育成講座

健康や老いを正しく理解して、自分だけでなく地域の皆さんの健康（健康な体で過ごす幸せな人生）を支える、「まさき介護予防体操マスター」を育成します。

「介護予防や健康づくりの詳しいポイントを学びたい」「年齢を重ねてからも、地域との交流やつながりを持ち続けたい」というシニアの皆さん。ぜひご参加ください。

▼日時 12月7日（火）、14日（火）、令和4年1月11日（火）、2月1日（火）、8日（火）、15日（火）のいずれも13時30分～16時

▼対象 日頃から介護予防体操を行っている町内在住の高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた人）で、おおむね全日程に参加可能な人

▼内容 講義と介護予防体操を中心とした実技講習

▼講師 保健師、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、社会福祉士

▼定員 30人（先着順）

※定員になり次第締め切ります。

▼申し込み方法 電話申し込み

▼締め切り 11月22日（月）

▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係

☎985-4205

結婚50年目のご夫婦をお祝します

金婚式を迎えるご夫婦のお祝いを、令和4年9月に行います。

町内在住で結婚50年目（昭和47年中に結婚）のご夫婦は11月末までに各校区の老人クラブ会長か福祉課地域福祉係までご連絡ください。



問 松前校区会長 今井 公昭

☎984-7018

北伊予校区会長 鎌倉 毅

☎080-3929-2775

岡田校区会長 郷田 照一

☎984-6511

福祉課地域福祉係

☎985-4232

特定不妊治療の費用を助成します

【不妊治療費助成】

不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精と顕微受精）の費用の一部を助成します。

▼対象者 次の全てに該当する夫婦
・愛媛県の特定不妊治療費助成事業（※）の対象者であること
・夫婦のいずれかが松前町に1年以上住所を有していること
・町税を滞納していないこと

（※）令和3年1月1日以降に終了した治療を対象に、所得制限の撤廃や助成上限の増額など、内容が拡充しています。詳しくは、県ホームページ（下のQRコード）で確認を。



▼助成額

1回の治療につき上限5万円
※不妊治療費から県の助成額を除く残りの額で、1子ごと通算6回（初回交付時の治療開始日現在、妻の年齢が40歳以上なら3回）まで助成

▼申請方法 県の助成の承認を受けた日からおおむね6月を経過するまでに、次の書類を持参して申請してください。

・助成事業申請書兼同意書（町ホームページからダウンロードできます）
・県が発行した不妊治療「助成事業承認決定通知書」の写し

・医療機関発行の不妊治療「助成事業受診等証明書」の写しと「領収書」の写し
・夫婦それぞれの認め印（朱肉を使うもの）
・申請者名義の口座が分かるもの

▼申請先・問い合わせ 子育て・健康課健康増進係

☎985-4118

【不妊に関する相談】

次の二つの方法で相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。

①電話相談

▼日時 毎週水曜日（祝日を除く）13時～16時

▼担当 保健師など

②面接相談

▼日時 月1回（完全予約制）※日時は左記専用ダイヤルで確認してください。

▼場所 愛媛県心と体の健康センター1階（松山市本町7丁目2番地）

▼担当 医師、助産師、保健師

▼申し込み方法 毎週水曜日（祝日を除く）の13時～16時に、面接の日時を電話で予約してください。

①②共通事項

▼申込先・問い合わせ 不妊専門相談専用ダイヤル

☎927-7117

新年のあいさつで、まちの魅力を発信

町のオリジナル年賀はがきを販売します

町の魅力をPRし、イメージアップを図るため、町のオリジナル年賀はがきを限定販売します。

▼販売デザイン（イメージ）※昨年度販売したデザインです。変更になる場合があります。

▼販売開始日 11月19日（金）

※販売時間は平日の8時30分～17時です。

※予約受け付けはありません。

▼販売場所 役場3階 総務課 ※郵便局での販売はありません。

▼販売枚数 限定1500枚

▼価格 1枚63円

▼販売の単位 10枚単位（一人100枚まで）

▼はがきの種類 無地

※インクジェット用はありません。

問 総務課広報広聴係

☎985-4132



新型コロナウイルス感染症予防のため開催延期 第4回C-1グランプリ（介護職総選挙）

11月23日（火・祝）に開催を予定していた、C-1グランプリ（介護職総選挙）を延期します。延期後の日程などは次の通りです。

▼日時 令和4年1月16日（日）10時～12時

▼場所 福祉センター2階集会室

当日は、4組（予定）の介護職が介護の魅力を発表します。観覧希望者は、事前申し込みが必要です（定員30人）。詳しくは左記まで。

▼締め切り 1月5日（水）

▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係

☎985-4205

新型コロナワクチン未接種の人へ 接種予約はお早めに

希望者へのワクチン接種がおおむね10月末で完了したため、現在の接種体制を終了します。

現体制での予約受付は次の日程が最後です。接種を希望する人は、お早めにご予約を。

▶ 11月の接種日

1回目	4日（木）	5日（金）	6日（土）	8日（月）
2回目	25日（木）	26日（金）	27日（土）	29日（月）

※ 先着順ですので、予約のタイミングによってはすでに空きがない場合があります。

※ 上記の日程以降は、医療機関を限定し、月数回の接種となります。

▶予約方法 スマートフォンなどで右のQRコードを読み込んで、接種予約ページにアクセスするか、コールセンターへ電話する。●コールセンター ☎089-909-3253 9時～18時（土・日、祝を除く）

▶左記日程での接種が難しい人、入院や体調不良などで2回目接種が難しい人は… 2回目の接種ができるよう日程を調整しますので、下記までご連絡ください。

▶今後12歳になる人へ 誕生日到達後に接種券を順次発送しています。予約については、下記までご連絡ください。

▶接種状況（10月18日現在）

対象者数	2万7,472人
※12歳以上の町内在住者（R3.1.1現在）	
1回目接種者数	2万3,586人（接種率85.9%）
2回目接種者数	2万1人（接種率72.8%）

問 子育て・健康課健康増進係 ☎985-4118

土地利用変更・家屋取り壊しの場合は届け出を

適切な課税を行うため、次の事由があったときには必ず届け出をしましょう。届け出に関する詳細は、お問い合わせください。

▼土地の使い方が変わったとき

固定資産は、毎年1月1日時点の現況で評価します。土地の使い方が変わった場合は、年内に税務課に届け出てください。

▼家屋を取り壊したとき

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方支務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出る必要があります。届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますのでご注意ください。

●税務課資産税係

☎ 985-4111

65〜74歳で一定の障がいがある人

後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険は原則75歳以上の人を対象とした制度ですが、65〜74歳で一定の障がいがある人も加入できます（障がい認定）。

後期高齢者医療制度に移行することで、保険料（税）や医療機関受診時に支払う自己負担額が安くなる場合があります。まずは個別にご相談ください。

▼一定の障がいとは

障がい年金1級・2級、身体障がい者手帳1〜3級、身体障がい者手帳4級の一部、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級

障がい認定により後期高齢者医療制度に移行する場合は、申請が必要で、次の必要書類を持って保険課の窓口へお越しください。

▼必要書類

・現在加入している保険証
・受給している障がい年金の証書または手帳
・マイナンバーが確認できるもの
・窓口に来る人の身分証明書（免許証など）

▼申請先・問い合わせ

保険課医療保険係

☎ 985-4107

適切に使いましょう「子どもの医療費助成」

子どもたちが健やかに成長し、経済的な面で安心して医療を受けられるよう、町では医療費を助成しています。

「子ども医療費受給資格証」を正しく使用し、適正受診を心掛けましょう。



▼適正受診のためのポイント

・急病などやむを得ない場合を除き、時間外・深夜・休日の診療を控える。
・規則正しい生活や手洗い・うがいなどで、病気の感染予防に努める。

▼他制度が優先です

【学校管理下などでの負傷】

学校などの管理下における負傷や疾病の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していれば、そちらが優先です。子ども医療費受給資格証を使用せずに受診し、後日在籍している学校などを通じて給付金を申請してください（自己負担額と加算額が支払われます）。

▼ジェネリック医薬品の利用を

医療費を抑えるため、新薬と同じ効き目で価格の安い、ジェネリック医薬品の利用をお願いします。

●子育て・健康課児童福祉係

☎ 985-4114

不法投棄はやめましょう 農業用廃プラスチック の回収

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物です。農業をする人は「自らの責任」で適正に処理することが義務付けられています。

次の日時で回収しますので、きちんと分別して、資源を有効活用しましょう。

▶日時
12月7日④ 9時〜11時

▶場所
伊予カントリーエレベーター（北伊予）
松山市農協岡田野菜集荷場（岡田・松前）

▶回収対象と分別方法

- 塩化ビニール（農ビマークがあるもの）
※ 塩化ビニール製のひもで縛ること
※ パイプは45cm以下にカットすること
- ポリ、マルチ、肥料袋、洗浄済みの農業ポリボトル、マイカー線、灌水チューブ、育苗ポット、育苗箱、タイベック、寒冷紗、キャリア、ロールラップなど
※ 袋に入れる場合は中身が見える袋、縛るときはマイカー線やポリ製のひもを使うこと
- 糸入りビニール、畦畔シート、編み込みの肥料袋など

●松山市農協資材部
☎ 968-1255

パート収入と税金

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除（最低55万円）を引いて求めます。

▼夫の配偶者控除・配偶者特別控除

妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、201万6千円未満なら配偶者特別控除を受けられます。ただし、夫の収入が1195万円を超える場合は受けられません。

▼妻の税金

パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町県民税は課税されることがあります。町県民税には所得割と均等割があり、それぞれ課税される場合のパート収入額は下の表の通りです。

配偶者のパート収入	93万円以下	93万円超 100万円以下	100万円超 103万円以下	103万円超 150万円未満	150万円超 201万6千円未満	201万6千円以上
	○	×	○	○※2	×	
配偶者特別控除※1	×					
配偶者自身の課税	所得税			課税		
	所得割			課税		
	均等割			課税		

※1 夫の給与収入が1,095万円超の場合は、段階的に控除額が減額します。
※2 配偶者のパート収入額に応じて、段階的に控除額が減額します。

●税務課町民税係（町県民税）

松山税務署・電話相談センター
☎ 985-4110
☎ 941-9121（所得税）

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です

「社会保険料控除証明書」が送付されます

Q 控除証明書って何ですか

A 令和3年中に収めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。年末調整や確定申告で「社会保険料控除」の適用を受けるときは、申告書に控除証明書や領収書を添付することが義務付けられています。

Q 控除証明書は、いつ、誰に送られますか

A 令和3年1月1日〜12月31日の間に、国民年金保険料を納めた被保険者本人に送付されます。送付時期は次の通りです。

【9月30日までに納付した人】11月上旬

【10月1日以降に納付した人】2月上旬

年金Q&A

Q 大学生の息子の国民年金保険料を納めました。まとめて申告できますか

A 配偶者や子どもなどの負担すべき国民年金保険料を納めた場合、その保険料額も合わせて申告することができます。

Q 紛失した場合はどうすればいいですか

A 再発行ができますので、ねんきんダイヤルか年金事務所へお問い合わせください。

●ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5175

冬のエネルギー消費量を減らそう 省エネのポイントを紹介します

冬のエネルギー消費量は、夏の2倍です。暖房器具を上手に活用するなど、工夫して省エネしましょう。

普段皆さんが使っている暖房器具の省エネのポイントは、次の通りです。

▼エアコンの省エネ
・室温は20度を目安にする。

・2週間に1度はフィルター掃除をする。
・頻繁につけたり消したりしない。

・扇風機などを使って

暖かい空気を循環させる。

※フィルター清掃による省エネは、ガスファンヒーターや石油ファンヒーターにも活用できます。



▼電気カーペットの省エネ

・設定温度を低めにする。

・断熱マットを敷いて、熱が床に逃げないようにする。

・分割して温める機能がある場合は必要な部分だけ温める。

▼電気こたつの省エネ

・設定温度を低めにする。

・上掛け布団と敷布団を併せて使う。

ちょっとした工夫をすると、省エネの効果はさらに高まります。

▼設定温度を変えましょう

電化製品の設定温度を1年中同じにしていまいませんか。季節に応じて設定温度を変えて、賢く省エネしましょう。

●冷蔵庫の場合 夏は「中」、冬は「弱」に設定する。

▼熱を逃さない工夫を

寒い、暖かいなどの体感ほ、室温以外に周囲の物の表面温度にも左右されます。厚手のカーテンを閉めたりカーペットを敷いたりするなど、家の中に冷たい場所をつくらないようにしましょう。

家族みんなで同じ場所ですぐすことも、手軽に行える省エネの一つです。この冬、

家族団らんをしながら省エネをして、地球にも家計にも優しく過ごしませんか。

問 町民課生活環境係

985-4117



松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎ 989-5103
FAX 985-4148

地震に備え、家具の転倒防止を

松前町公式防災
フェイスブックページ



阪神・淡路大震災時、建物の中でけがをした人のうち、46%は家具の転倒や落下が、29%はガラスの飛散が原因だったという調査結果があります。つまり、家具をしっかり固定し、ガラスの飛散対策をしていれば、震災時に家族の安全を守ること。地震に備え、家具の転倒防止を考えてみましょう。

家具の転倒防止には、「L型金具」が効果的ですが、壁や柱にビス止めするため敬遠されがちです。また、壁が石膏ボードの場合ビスが効かず、工務店などに依頼せざるを得なくなります。そこで、家具の底面にストッパー式か粘着マット式器具を設

置し、踏ん張ってすべらない状態にした上で、家具と天井の隙間をポール式器具で突っ張り、隙間をなくするという方法があります。「L型金具」と同等の強度がありますので、ぜひ、試してみてください。

